平成２２年（フ）第１３２号
福岡県直方市大字頓野3602番地99
債務者　迫田　貴聖
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２号
福岡県直方市大字感田2285番地
債務者　中澤　千春
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３２号
長崎県壱岐市勝本町西戸触129番地11
債務者　松本　秀子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第１０３号
鹿児島県奄美市名瀬春日町13番３―31号
債務者　福原　安文
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２２３号
鹿児島県伊佐市大口大田1646番地
債務者　森下美奈子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第４号
群馬県桐生市菱町３丁目1334番地
債務者　吉野　晴実
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４３９号
福井県越前市野上町１丁目17番地
債務者　新谷　隆介
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
福井市月見５丁目11番27号
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
福井市渡町142番地
債務者　山嵜　友宏
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
兵庫県川西市見野２丁目９番３―917号
債務者　伊藤梓こと　伊藤　政子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２０号
兵庫県川西市栄根１丁目２番２―301号、前住所兵庫県川西市下加茂１丁目３番10号
債務者　黒田　元治
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４００号
広島県福山市駅家町大字坊寺521番地３
債務者　森岡　眞弓
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４０１号
広島県福山市駅家町大字坊寺521番地３
債務者　森岡　奈緒
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５３７号
徳島県名西郡石井町石井字白鳥321番地１、旧住所徳島県名西郡石井町浦庄字下浦74番地２
債務者　原　　利雄
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
徳島市津田町２丁目６―17
債務者　張　　彩香
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８９５号
千葉県柏市向原町３番15―401号
債務者　千坂　裕子（旧姓田澤）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９２２号
千葉県我孫子市岡発戸1139番地の16
債務者　山上万里子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部